

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人（昭和36年8月2日生、男）は、A所在のB事業所（以下「事業場」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、事業場工場内にて棚の解体処分を行う際、重さ約100kgの棚板を持ち上げようとして腰に力が加わり負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、B医院に受診し「腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）上のいずれの障害等級にも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害の状態と程度について、C医師は、平成○年○月○日付け障害診断書において、「腰椎MRIでは、L2～5椎間板の膨隆を認める」とするも、平成○年○月○日付けの療養内容書においては、障害又は障害を残す見込みについて「なし」と回答している。D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、椎間板の変性について、「年齢よりすると、ほぼ正常範囲内と思われる」とし、E医師も平成○年○月○日付け障害の認定に関する意見書において、MRI画像の所見として「異常なし」と判断している。

以上のとおり、いずれの医師も、請求人の本件傷病について、本件災害に起因すると推認される障害は認められないとの所見を示しているものであり、当審査会としても、請求人が主張する患部の自覚症状について、認定基準に掲げる障害の障害等級には該当しないものであると判断する。

なお、請求人は、請求人の腰部の状態が年齢相応の変性であれば、○か月もの間休業補償給付を認めたことと矛盾する旨も主張するが、この点、確かに、本件災害によって客観的に確認し得る傷病の発生がもたらされたか否かについては疑義もあり、そもそも請求人が訴える症状が業務に起因して発生したとの判断が妥当であったかについては疑問が残る。しかし、請求人が本件災害当日従事した作業によって、潜在していた既往症状が一時的に顕在化し、急性症状を示した可能性も否定できないことから、当審査会としては、C医師が治ゆ（症状固定）と判断した時期までについて、休業補償給付を支給するとした原処分庁の判断が妥当でないとはいえないと判断するものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給し

ない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。